

ブロック塀の安全点検のお願い

ブロック塀には、法律で定められた基準があり、その安全性の確保は所有者(または管理者)の責務です。既に設置されているブロック塀については、次の『ブロック塀の点検のチェックポイント』により、危険性がないか点検しましょう。危険性が確認された場合には、速やかに付近通行者への注意表示をおこなうとともに、ブロック塀を補強または撤去しましょう。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

□1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。

□2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは 10cm 以上か。(塀の高さが 2m 超 2.2 m 以下の場合は 15cm 以上)

□3. 控え壁はあるか。(塀の高さが 1.2m 超の場合)
・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。

□4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。

□5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

□6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。(塀の高さが 1.2m 超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。

2. 塀の厚さは十分か。

3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。

4. 基礎があるか。

5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。

■住宅リフォーム資金助成事業のお知らせ

市内に居住する自己所有の既存住宅に附属するブロック塀については、耐震性を高める工事等、一定の要件に該当する場合に経費の一部を助成する制度があります。詳しい内容は【山陽小野田市建築住宅課】へお問い合わせください。

●安全点検に関するお問い合わせ先

木造の住宅等の小規模建築物に附属する塀について	山陽小野田市建設部都市計画課建築指導室	TEL 0836-82-1215
木造以外の住宅等、上記以外の塀について	宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL 0837-52-1660

●住宅リフォーム資金助成事業に関するお問い合わせ先

山陽小野田市建設部建築住宅課	TEL 0836-82-1167
----------------	------------------